

入札説明書

令和4年度皇居外苑日比谷濠堤塘軟弱地盤技術解析及び仮設物設計業務に係る手続開始の公示に基づく指名競争入札等については、関係法令に定めるものほか、この入札説明書によるものとする

1. 手続開始の公示日 令和4年12月6日

2. 契約担当官等

分任支出負担行為担当官 環境省自然環境局皇居外苑管理事務所長 中村 邦彦

3. 業務の概要

(1) 業務名 令和4年度皇居外苑日比谷濠堤塘軟弱地盤技術解析及び仮設物設計業務

(2) 業務の目的 本業務は文化財保護法の特別史跡江戸城跡に指定されている日比谷濠石垣修復工事にあたり、仮設物設置に伴う沈下等の影響解析とともに仮設物の設計を行うものである。

(3) 業務内容

- ・軟弱地盤技術解析（現況地盤解析（地盤破壊、地盤変形、地盤圧密）まで） 1断面
- ・仮設物設計 1式

(4) 業務の打合せは全4回とする。

(5) 主たる部分

本業務における「主たる部分」は「設計業務等共通仕様書（自然公園編）第2編 調査業務等共通仕様書」（平成29年7月環境省 自然環境局）第1章1.29号第1項に示すとおりとする。ただし、設計業務等共通仕様書 第1章1.29号第2項に規定する「軽微な部分」は除く。

(6) 再委託の禁止

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

(7) 成果品

成果品は仕様書のとおりとする。

(8) 履行期間

契約締結日～令和5年3月23日

(9) 担当部局

〒100-0002

東京都千代田区皇居外苑1-1

環境省 自然環境局 総務課 皇居外苑管理事務所 庶務科

電 話 03-3213-0095
ファクシミリ 03-3201-1017

4. 入札方式等

- (1) 予定価格が1,000万円を超える場合、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）（昭和22年勅令第165号）第85条の基準に基づく調査基準価格を設定する。
- (2) 本業務は、参加表明書の資料提出及び入札を電子調達システムにより行う対象業務である。ただし、当初より電子調達システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。この場合は、環境省入札心得に定める様式2による書面を令和4年12月16日（金）17時までに下記に提出すること。
- この申請の窓口及び受付時間は、次のとおりである。
- ① 受付窓口：3. (9) 担当部局に同じ
 - ② 受付時間：行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日。以下「休日」という。）を除く毎日の10時00分～17時00分（12時から13時までを除く。）まで。
 - ③ 電子調達システムによる手続に入った後に、紙入札方式への途中変更は原則として認めないものとするが、応札者側にやむを得ない事情があり、全体入札手続きに影響がないと発注者が認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。

5. 指名されるために必要な要件

入札参加希望者には、以下に示す要件を満足する場合は、FAX又は電子メールにより競争参加資格確認通知書を通知する。なお、競争参加資格確認通知書の日は、令和4年12月19日（月）を予定する。

(1) 入札参加者に要求される資格

① 企業に関する事項

1) 基本的要件

入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格を満たしている企業であること。

- a) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- b) 環境省における令和03・04年度一般競争（指名競争）参加資格のうち地質調査業務に係るA等級又はB等級の認定を受け、関東地域に「本店、支店または営業所」を有していること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、環境省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。

※上記に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けてない者も参加表明書を提

出することができるが、その者が入札に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受けて、かつ、競争参加資格の認定を受けていなければならない。

なお、開札日は、令和4年12月27日（火）を予定している。

- c) 会社更生法に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（bの再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- d) 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、環境省から建設コンサルタント業務等に関し「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」（平成13年1月6日付け環境会第9号）最終改正令和2年4月7日付け環境会発第2994975号に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- e) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、環境省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

2) 参加表明者の同種業務等の実績に関する要件

- a) 下記に示される同種又は類似業務について、平成29年度以降公示日までに国の機関、地方公共団体又は特殊法人等と契約し、完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において1件以上の実績を有すること。

同種業務：自然公園等（※）、国営公園、都立・県立公園又は国・県指定史跡における軟弱地盤解析業務

※自然公園法第二条に定める国立公園、国定公園、都道府県立自然公園又は国民公園。（国民公園は千鳥ヶ淵戦没者墓苑も含む。）

類似業務：上記以外の地盤解析業務

② 予定管理技術者の資格に関する要件

予定管理技術者については下記の1)、3)、4)に示す条件を満たす者であり、2)の実績を有する者であることとする。

1) 予定管理技術者の資格に関する要件

下記のいずれかの資格を有する者。

①技術士（総合技術監理部門：選択科目を「建設－土質及び基礎」、「建設－河川、砂防及び海岸・海洋」、又は「応用理学－地質」）

②技術士（建設部門：選択科目を「土質及び基礎」、「河川、砂防及び海岸・海洋」、又は応用理学部門：選択科目を「地質」）

③R C C M（河川、砂防及び海岸・海洋、 地質 又は 土質及び基礎）

2) 予定管理技術者の業務実績に関する要件

下記の実績を有する者。

下記に示される同種業務等について、平成24年度以降公示日までに完了した業務において、1件以上の実績を有する者。（同一業務内でなくても可）

同種業務：自然公園等(※)、国営公園、都立・県立公園又は国・県指定史跡における軟弱地盤解析業務

※自然公園法第二条に定める国立公園、国定公園、都道府県立自然公園又は国民公園。(国民公園は千鳥ヶ淵戦没者墓苑も含む。)

類似業務：上記以外の地盤解析業務

ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。

管理技術者にあっては直接的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できない。

3) 予定管理技術者の手持ち業務に関する要件

令和4年12月6日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）が4億円未満かつ10件未満である者。手持ち業務とは、管理技術者、又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務。

4) 外国資格を有する技術者の資格要件

外国資格を有する技術者（我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（土地・建設産業局建設市場整備課）を受けている必要がある。

なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには指名通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

6. 入札参加者を指名するための基準

- ① 入札参加者を選定するための評価項目、評価基準、並びに評価のウェートは別表1のとおりである。
- ② 評価項目ごとの評価（A及びB）を以下のとおり数値化したものを各評価項目のウェートに乗じて得た数値の合計値により評価を行い、優位に評価された者を入札参加者として選定する。C評価がある場合には選定しない。評点の合計が同点となった場合には、A評価の多い者を優先して扱う。

A : 5 / 5 (10点)

B : 3 / 5 (6点)

【別表1】

評価項目				評価基準			評価の ウエート
				A	B	C	
参加表明者 者の経験 及び能力	専門技術力	成果の確実性	過去5年間の同種又は類似業務の実績の内容	同種業務の実績がある	類似業務の実績がある	業務の実績が無い	10
予定管理技術者 者の経験 及び能力	資料要件	技術者資格	技術者資格、その専門分野の内容	入札説明書5.(1).②.1に定める資格を有するもの	—	Aの資格を有していない	10
	専門技術力	業務執行技術力	過去10年間の同種又は類似業務の実績の内容	同種業務の実績がある	類似業務の実績がある	業務の実績がない	10
	専任制	専任制	手持ち業務金額及び件数 (特定後未契約のものを含む)	Cに該当しない	—	全ての手持ち業務の契約金額合計が4億円以上又は手持ち業務の件数が10件以上	10

7. 参加表明書の提出等

(1) 作成方法

電子調達システムにより参加表明書を提出する場合は、以下の点に留意すること。

① 配布された様式（様式－1から様式－4）を基に作成を行うものとする。

文字サイズは10 ポイント以上、ファイル形式は、Microsoft Word2010 形式以下、Microsoft Excel2010 形式以下、Just System 一太郎2011 形式以下及びP D F ファイル形式に限る。

② 複数の申請書類は、全てを一つのファイルにまとめ、契約書等印のあるものや図面等については、スキャナー等で読み込み本文に貼り付け、ファイル容量3 M B以内とすること。

（2つ以上のファイルは認めない。）申請書類は、極力ファイルに収めるものとするが、

指定のファイル容量で入りきらない場合は必要書類一式（電子調達システムとの分割は認めない）を持参又は郵送による（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）。また、電子調達システムにより次の内容を記載した書面（様式自由）のみを送信すること。

- 1) 郵送する旨の表示
- 2) 郵送する書類の目録
- 3) 郵送する書類のページ数
- 4) 発送年月日

③ プリントアウト時に規定の枚数内となるように設定しておくこと。なお、送信された参加表明書のプリントアウトは白黒印刷で行う。

(2) 関連資料

- ① 5.(1)① 2)に示す 同種又は類似業務の実績として記載した業務に係る契約書等の写しを提出すること。ただし、当該業務が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「業務実績情報システム（テクリス）」に登録されている場合、または一般社団法人公共建築協会の「公共建築設計情報システム（PUBDIS）」登録されている場合は、契約書等の写しを提出する必要はない。
- ② 予定管理技術者に係る技術士等の登録証の写しを提出すること。
- ③ 予定管理技術者が、平成24年度以降公示日までに完了した業務（5.(1)② 2)に示す同種業務等）において、管理技術者又は担当技術者として従事した業務がある場合は、業務に係る契約書等の写しを提出すること。

(3) 提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限：令和4年12月16日（金）17時00分。

提出場所：紙入札方式による場合は3.(9)担当部局に同じ。

提出方法：電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は持参又は郵送による（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）。若しくは託送（書留郵便と同等のものとする。）により提出すること。

8. 非指名理由について

参加表明書を提出した者のうち、指名しなかった者に対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由（以下「非指名理由」という）をFAX又は電子メールにより通知する。

9. 入札説明書の内容についての質問の受付及び回答

- (1) 質問は、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

① 提出期間

令和4年12月6日（火）～令和4年12月19日（月）17時00分まで。

持参する場合は、上記期間の10時00分から17時00分（12時から13時を除く）まで。
ただし、休日を除く。

② 提出場所

〒100-0002

東京都千代田区皇居外苑1-1

環境省 自然環境局 総務課 皇居外苑管理事務所 庶務科

電 話 03-3213-0095

ファクシミリ 03-3201-1017

③ 提出方法

持参、郵送又はFAXにより提出すること。なお、FAXにて提出した場合は、②の提出場所に提出した旨を連絡すること。

(2) 質問に対する回答は、令和4年12月20日（火）までにFAXにより行う。また、環境省皇居外苑管理事務所HPの「調達情報」に掲載する。

10. 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札書の受付期間

① 電子調達システムによる場合：令和4年12月27日（火）13時00分まで。

② 入札書を持参する場合（紙入札が認められている者）：(2)の日時及び場所に環境省入札心得に定める様式1による入札書、及び環境省競争参加資格審査結果通知書の写しを持参すること。

③ 入札書を持参する場合（紙入札が認められている者）：下記の場所へ令和4年12月27日（火）14時00分まで。

場 所：〒100-0002

東京都千代田区皇居外苑1-1

環境省 自然環境局 総務課 皇居外苑管理事務所 庶務科

(2) 開札日時

① 日時：令和4年12月27日（火）14時00分

② 場所（入札書を持参した者が立ち合う場合）：皇居外苑管理事務所会議室

11. 入札方法等

(1) 入札書は、電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、環境省入札心得に定める入札書を封緘のうえ、商号又は名称並びに住所、あて名及び業務名を記載し10.(1)に記載した受付期間内に持参又は郵送すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

12. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金　免除。
- (2) 契約保証金　公共工事履行保証証券による保証を付すものとする。この場合の保証金額は、請負代金額の10分の1以上とする。

13. 開札

(1) 開札は、電子調達システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

(2) 紙による入札を行う場合には、入札参加者又はその代理人は開札に立ち会うこと。入札参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

なお、紙入札方式参加者で、第1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効と扱うが、再度入札を行うこととなった場合には、再度入札を辞退したものとして取り扱う。

(3) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、電子調達システム使用端末の前でしばらく待機すること。

なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子調達システムにより連絡する。

14. 入札の無効

手続開始の公示に示した指名されるために必要な要件のない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び別冊「環境省入札心得」において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により指名された者であっても、開札の時において指名停止を受けているものその他の開札の時において4.に掲げる要件のないものは、指名するために必要な要件のない者に該当する。

15. 手続における交渉の有無　無

16. 別に配置を求める技術者

本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、予定管理技術者は別に、以下の(1)から(3)までのすべての要件を満たす担当技術者を1名配置することとし、

低入札価格調査時にその旨が確認できる書面を提出すること。その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、「環境省入札心得」第7条第12号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

- (1) 予定管理技術者と同等の同種業務実績を有する者
- (2) 予定管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- (3) 過去2年間における業務成績評定点において、65点未満の業務がある者でないこと。

17. 契約書作成の要否

別冊「契約書案」により、契約書を作成するものとする。

18. 支払条件

前金払：30% 部分払：無

19. 火災保険付保の要否 否

20. 苦情申し立てに関する事項

- (1) 8.による非指名通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録の残るものに限る。）することにより、分任支出負担行為担当官に対して非指名理由について説明を求めることができる。
- (2) 上記(1)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含む。）以内に書面により行う。
- (3) 非指名理由の説明書請求の受付場所、受付時間は以下のとおりである。

受付場所：3. (9)に同じ

受付日時：休日を除く10時00分～17時00分（12時から13時を除く）まで。

21. 関連情報を入手するための照会窓口

3. (9)に同じ。

22. その他の留意事項

- (1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊「環境省入札心得」及び別冊「契約書案」を熟読し、別冊「環境省入札心得」を遵守すること。
- (3) 参加表明書に虚偽の記載をした場合においては、参加表明書を無効とするとともに、指名停止を行うことがある。
- (4) 同種業務等の実績については、我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が

開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあっては、我が国における同種業務の実績をもって判断するものとする。

- (5) 本業務を受注したコンサルタント及び、本業務を受注したコンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。

上記の「本業務を受注した建設コンサルタントと資本・人事面において関連」があるとは、次の①又は②に該当することをいう。

- ① 本業務を受注した建設コンサルタントの発行済み株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしていることをいう。
- ② 製造業者又は建設業者の代表権を有する役員が本業務を受注した建設コンサルタントの代表権を有する役員を兼ねている場合におけることをいう。

- (6) 提出期限までに参加表明書を提出しない者及び非指名通知を受けた者は、入札書を提出できないものとする。

- (7) 参加表明書の審査のための追加資料の作成に関する費用は、提出者の負担とする。

- (8) 参加表明書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

また、提出された参加表明書が下記のいずれかに該当する場合は、原則その参加表明書を無効とする。

- ・参加表明書の全部又は一部が提出されていない場合
- ・参加表明書と無関係な書類である場合
- ・他の業務の参加表明書である場合
- ・白紙である場合
- ・入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
- ・発注者名に誤りがある場合
- ・発注案件名に誤りがある場合
- ・提出業者名に誤りがある場合
- ・その他未提出又は不備がある場合

- (9) 提出された参加表明書は返却しない。

なお、提出された参加表明書は、選定以外に提出者に無断で使用しない。

- (10) 提出期限以降における参加表明書、資料の差し替え及び再提出は認めない。

また、参加表明書に記載した予定管理技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

- (11) 電子調達システムの操作及び障害発生時の問い合わせ先

全省庁共通電子調達システムホームページアドレス<https://www.geps.go.jp/>

ただし、入札の締め切り時間が切迫している等、緊急を要する場合には、3. (9) 担当

部局に連絡すること。

- (12) 落札者となるべき者が2者以上あるときは、くじへ移行する。くじの日時及び場所については、発注者から電話等により指示する。
- (13) 「設計等請負業務成績評定要領の制定について」（平成20年8月13日付け環境省発第080813003号、環自総発第080813003号）に基づく業務成績を原則として評価の対象とする。

◎ 添付資料

- ・別添1 競争参加資格確認申請書様式（様式1～5）
- ・別添2 環境省入札心得
- ・別添3 土木設計業務等請負契約書（案）
- ・別紙4 特記仕様書
- ・別紙5 数量項目参考書